

試験区分「心理」に係る受験資格について

試験区分「心理」に係る受験資格のうち、「児童福祉法第 12 条の 3 第 6 項に規定する同法第 12 条の 3 第 2 項第 2 号（**学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）**）に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」の学科や課程等については、以下の考え方によります。

「**心理学を専修する学科**」とは、学科名に「心理学」を冠した学科、又は心理学コースなど明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等が該当します。

「**これに相当する課程を修めて卒業した者**」には、心理学を中心とする領域を専修する学科を卒業した者が該当します。

なお、単に「心理学概論」などの単位を履修して卒業した場合などは含みません。

「**これに準ずる資格を有する者**」には、大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者のほか、外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等を含みます。